

## 平成24年度東日本大震災に係る除染等に関する広報業務 の概要及び企画書作成事項

### I 仕様書（骨子）

#### 1. 業務目的

平成23年3月11日の東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、同年8月30日に「放射線物質汚染対処特措法」が成立し、本年1月1日に本格施行された。

放射性物質に汚染された土壌及び廃棄物を適切に除去する除染については、環境省が中心となって実施しているが、**除染を実施するにあたっては、国民一般に対して除染に関する正確な知識の普及・啓発を行い、その方法や効用などを広く周知することが重要である。**

このため、環境省が行う除染事業の内容やその効果などを踏まえ、どのような情報提供を行うことが最も有効であるかを様々な観点から調査し、それらを総合的に検討して戦略的に広報業務を実施することを目的とする。

#### 2. 業務内容

除染等に関する普及啓発、分かりやすい情報提供、効果的なリスクコミュニケーション、国際的な情報発信を総合的かつ戦略的に進めることを目的として、普及・啓発・情報提供に係る企画、コンテンツやツールの作成、具体的な普及・啓発事業の実施、これらに必要な体制の整備等を行う。具体的な業務としては、以下の1) 個別業務事項の項目を含むが、これに限定するものではなく、情報の受け手のニーズの分析、これに応じた適切な普及・啓発方法に関する企画の検討の結果、必要と考えられるものがあれば追加的に柔軟に実施するものとする。

また、これらの業務の実施に当たっては、以下の2) 業務の企画・実施の留意事項を満たすこと。

##### 1) 個別業務事項

###### 【除染に関する広報】

###### (1) メディアを使用した広報

- ・メディア（テレビ）を活用した企画・制作および広報
- ・メディア（新聞、折込チラシ）を活用した企画・制作および広報
- ・メディア（その他メディア）を活用した企画・制作および広報

###### (2) 統合的な情報提供体制の整備

- ・除染に関する最新の知見・情報を踏まえ、環境省の放射性物質による環境汚染情報サイト (<http://josen.env.go.jp/index.html>) の企画、コンテンツの作成・更新・充実化等を行い管理すること
- ・国民一般からの質問に対して的確に回答できるよう適切な人数のオペレーターを擁するコールセンターを福島と東京に設置すること

なお、コールセンターの運営にあたっては、応答の記録の作成、分析を行い、想定問答を含むオペレーションマニュアルを適切に管理・更新し、オペレーター等に迅速に共有・徹底できる責任ある体制を構築すること

- ・ 除染に関する主要なイベントや除染等の作業を映像や関係者インタビュー等で取材し、普及啓発・情報発信の材料として利用できるように整備すること
- ・ 環境省及び国の関係機関の政策を正確に理解し、これをわかりやすく表現できるライターを用意して業務を行うこと

### (3) 情報提供ツール・マテリアルの作成・更新

- ・ 国民一般あるいは特定のセグメントに対して、除染について分かりやすく説明するリーフレット、パンフレット、ビデオクリップ、DVD等の作成を行い、必要に応じて更新すること
- ・ 除染作業等の参考となる各種発表資料の作成補助を行うこと。

### (4) 普及啓発・広報イベントの開催

- ・ 除染に関する取組について広く周知するための講演会、シンポジウム等の会議を開催すること。その際、必要な場合には、海外の専門家の招へいも行うこと
- ・ 除染に対する理解を深めるため、マスコミ関係者を対象とした現地説明会を実施すること

### (5) 福島環境再生事務所に係る普及啓発業務

- ・ 専門家派遣や除染ボランティアに関する情報発信の機能を有する「除染情報プラザ」の活動の企画及び運営を支援すること（専門家への旅費・宿泊費等の実費支給を含む）。
- ・ 除染に関する専門家を育成するため、除染現場での体験を情報交換するための勉強会を実施すること。
- ・ 「除染情報プラザ」に、専門家派遣の要請を踏まえた専門家マッチングや、「除染情報プラザ」に関する国民一般からの質問に対して的確に回答できるスタッフを配属すること。
- ・ 除染情報プラザの会議室等を活用し、住民等に対するセミナーを企画し、開催すること。専門家からのセミナーの提案があればそれも勘案したうえで企画すること。また、そのための対象者、テーマ、レベル（専門家向け、一般向け等）を設定し、専門家のマッチングを行うこと。
- ・ 「除染情報プラザ」のホームページ（<http://www.env.go.jp/jishin/josen-plaza.html>）を企画、制作、更新すること。
  - ・ 各市町村等が主催する除染ボランティアに関し、主催者の計画立案の支援、ホームページ等を通じた活動予定等の情報提供、参加者への作業方法の指導・放射線管理の支援（備品の貸し出し等を含む）、専門家派遣、他の市町村が実施するボランティア関連情報・広報・活動場所・内容等についての情報収集を行い情報提供へ活用等を行うこと。

- ・関東圏内の除染に係る普及啓発活動との融合を図ること。

## (6) リスクコミュニケーション活動の実施

- ・効果的なリスクコミュニケーション手法について内外の成功例を分析し、専門家等との連携・協力、既存の活動の支援等の手法も含め、本事業の範囲内で実施しうることについて企画を行い、関係者と調整を行って、実施すること  
(この業務については、専門家派遣のための経費の支出、市町村等との調整、リスクコミュニケーションのための材料等の作成、会場の確保・設営、コーディネータの派遣、集会等の運営等を含む)

## (7) 英文資料等の作成

- ・上記のウェブ等のツール・マテリアルなども活用し、海外への情報発信として有用なものは英文版も作成すること。

## 【放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する広報】

### (1) メディアを使用した広報

- ・メディア（テレビ）を活用した企画・制作および広報
- ・メディア（新聞、折込チラシ）を活用した企画・制作および広報
- ・メディア（その他メディア）を活用した企画・制作および広報

### (2) 統合的な情報提供体制の整備

- ・放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する最新の知見・情報を踏まえ、環境省の放射性物質による環境汚染情報サイト (<http://josen.env.go.jp/index.html>) の企画、コンテンツの作成・更新・充実化等を行い管理すること（前掲「除染に関する広報」参照）。
- ・国民一般からの質問に対して的確に回答できるよう適切な人数のオペレーターを擁するコールセンターを福島と東京に設置すること（前掲「除染に関する広報」参照）。  
なお、コールセンターの運営にあたっては、応答の記録の作成、分析を行い、想定問答を含むオペレーションマニュアルを適切に管理・更新し、オペレーター等に迅速に共有・徹底できる責任ある体制を構築すること。
- ・放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する主要なイベントや廃棄物処理等の作業を映像や関係者インタビュー等で取材し、普及啓発・情報発信の材料として利用できるように整備すること。
- ・環境省及び国の関係機関の政策を正確に理解し、これをわかりやすく表現できるライターを用意して業務を行うこと。

### (3) 情報提供ツール・マテリアルの作成・更新

- ・国民一般あるいは特定のセグメントに対して、放射性物質に汚染された廃棄物について分かりやすく説明するリーフレット、パンフレット、ビデオクリップ、DVD等の作成を行い、必要に応じて更新すること